

美浜町附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月26日

美浜町長 八 谷 充 則

美浜町条例第14号

美浜町附属機関設置条例の一部を改正する条例

美浜町附属機関設置条例(平成30年美浜町条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表第1(第2条関係) 町長の附属機関				別表第1(第2条関係) 町長の附属機関			
名称	担任意務	委員定数	委員選任の基準	名称	担任意務	委員定数	委員選任の基準
美 浜 町 総 合 計 画 審 議会	美浜町総合計画の 評価、検証及び中間見直し並びに次期総合計画の策定に必要な調査及び審議	23名以内	教育委員会の委員、農業委員会の委員、公募による者、識見を有する者及び公共的団体等の役員又は職員 その他町長が必要と認める者	美 浜 町 総 合 計 画 審 議会	美浜町総合計画の 基本構想 に関し必要な 調査及び審議	23名以内	教育委員会の委員、農業委員会の委員、公募による者、識見を有する者及び公共的団体等の役員又は職員
<u>削る</u>	<u>削る</u>	<u>削る</u>	<u>削る</u>	美 浜 町 ま ち ・ ひ と ・ し ご と 創 生 総 合 戦 略 推 進 会 議	美浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略の重要業績評価指標(KPI)及び各施策の 評価・点検	14名以内	地域を支える産業(商工業、観光業、漁業及び農業)、教育機関、金融機関、まちづくり団体等の関係者

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。